

柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会の進め方について

1. 柏崎刈羽地域の原子力防災の更なる充実・強化について

柏崎刈羽地域の原子力防災の更なる充実・強化に向けて、以下の課題について、順次、検討を行っていく。

- ① P A Z内の施設敷地緊急事態における対応について
 - 避難行動要支援者の避難の具体化 等
- ② P A Z内の全面緊急事態における対応について
 - 住民の避難の具体化 等
- ③ U P Z内における対応について
 - 屋内退避の実施
 - 一時移転等の具体化 等
- ④ 避難訓練等の成果及び教訓事項について
 - 机上訓練の成果及び教訓事項の避難計画への反映
 - 実動訓練等での検証 等
- ⑤ その他
 - 複合災害時の自然災害への対応 等

2. 今後の進め方（予定）

以下の開催スケジュール及び開催内容で実施する。

5月21日	第6回作業部会開催
以降2ヶ月に1回程度	個別課題の検討
今年度中	個別課題を一通り検討

なお、議論を更に充実させる観点から、今後は、テレビ会議も活用し開催するとともに、U P Zの市町の参加も検討する。

以上

新潟県原子力災害広域避難計画について

本避難計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき策定するもの。

従来の「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」について、住民避難の対応に係る個別のマニュアル等の整備を進め、このたび「新潟県原子力災害広域避難計画」として平成 31 年 3 月 29 日に策定。

新潟県原子力災害広域避難計画の概要

1 新潟県原子力災害広域避難計画の構成

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を見直し、避難計画（本編）と具体的な対応を示す個別マニュアル等により構成。

新潟県地域防災計画

新潟県原子力災害広域避難計画（本編）

具体的な対応を示すマニュアル等一覧

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き
- ・ 県立病院の避難計画
- ・ 原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き
- ・ スクリーニング・簡易除染マニュアル
- ・ 安定ヨウ素剤配布計画
- ・ 原子力災害医療マニュアル
- ・ 緊急時モニタリング計画
- ・ 原子力災害初動対応マニュアル
- ・ 原子力災害広域避難受入調整マニュアル

2 本編の主な内容

(1) 原子力災害対策の基本事項

- ・原子力災害に対応するための防護措置、原子力災害対策重点区域

(2) 緊急時における情報の流れ

- ・主な情報の流れ、連絡内容、通信手段等

(3) 避難等の防護措置を実施する基本スキーム

- ・緊急事態区分ごとの防護措置の内容等

(4) 避難の実施体制

- ・避難先候補市町村、避難手段、避難ルート等
- ・道路啓開（復旧）、交通誘導・規制の考え方等

(5) 要配慮者避難

- ・医療機関及び福祉施設入所者・在宅要配慮者の避難・調整
- ・園児・児童・生徒等の避難の考え方
- ・詳細は個別マニュアルに記載
 - 「医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き」
 - 「県立病院の避難計画（柿崎病院、精神医療センター）」
 - 「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」

(6) スクリーニング

- ・スクリーニングの対象、スクリーニング候補地の考え方等
- ・詳細は個別マニュアルに記載 「スクリーニング・簡易除染マニュアル」

(7) 安定ヨウ素剤の配布

- ・安定ヨウ素剤の配布体制、配布場所、備蓄場所の考え方等
- ・詳細は個別マニュアルに記載 「安定ヨウ素剤配布計画」

(8) 原子力災害医療

- ・原子力災害医療の概要
- ・詳細は個別マニュアルに記載 「原子力災害医療マニュアル」

(9) 緊急時モニタリング

- ・緊急時モニタリングの基本的な考え方
- ・詳細は個別マニュアルに記載 「緊急時モニタリング計画」

(10) その他

- ・その他、原子力災害に係る対応のためのマニュアル等
 - 「原子力災害初動対応マニュアル」
 - 「原子力災害広域避難受入調整マニュアル」

3 個別マニュアル等の概要

(1) 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き

重点区域内（PAZ 及び UPZ）に所在する医療機関・社会福祉施設等は、施設毎に避難計画（避難・屋内退避）を策定するよう努めることになっていることから、県がそれを支援するために参考となる手引きを策定したもの

(2) 県立病院の避難計画

UPZ 内に位置する県立病院（柿崎病院、精神医療センター）において、原子力事故による災害から病院の入院患者、外来患者及び職員を安全かつ迅速に屋内退避又は避難させるために必要な事項を定めたもの

(3) 原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き

原子力災害対策重点区域に所在する学校が、原子力災害時に児童生徒の安全を確保し、避難するための計画（「危機管理マニュアル」）を作成するための手引き

(4) スクリーニング・簡易除染マニュアル

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき実施するスクリーニングについて、検査及び簡易除染の具体的な手順等を定めたもの

(5) 安定ヨウ素剤配布計画

原子力災害発生時において適宜・適切に安定ヨウ素剤を服用させることで、放射性被ばくから県民の生命、身体を保護することを目的として、PAZ 内の事前配布及び PAZ・UPZ の緊急時の配布等に関し必要な事項を定めたもの

(6) 原子力災害医療マニュアル

原子力災害医療活動を実施するにあたって、原子力災害拠点病院等の整備及び医療活動の内容、方法等を定めたもの

(7) 緊急時モニタリング計画

原子力災害時における空間放射線量率や放射性物質濃度等の状況を把握するために行う緊急時モニタリングについて定めたもの

(8) 原子力災害初動対応マニュアル

原子力災害時に参集する県職員が何をすべきか、事態の進展に応じた活動内容を班ごとに整理

(9) 原子力災害広域避難受入調整マニュアル

原子力災害時に、住民等に避難指示が出される場合に備え、新潟県地域防災計画に基づき県が実施する避難受入れの調整の手順を整理

新潟県原子力災害広域避難計画

平成 31 年 3 月

新 潟 県

新潟県原子力災害広域避難計画について

本避難計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき策定するものです。

県は、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故の避難の状況を踏まえ、平成 26 年 3 月に、地域防災計画（原子力災害策編）を修正し、広域避難計画等の策定を明記するとともに、県の広域避難計画として「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定しました。

この行動指針は、市町村・関係機関と広域避難のための課題について検討を行い、柏崎刈羽原子力発電所における原子力災害に備えて、広域避難を含む防護措置等について考え方を整理したものです。

このたび、行動指針を基に、住民避難等防護対策の対応に必要となる具体的なマニュアル等の整備を行い、「新潟県原子力災害広域避難計画」（以下、「本避難計画」という。）を新たに策定しました。

本避難計画は、現時点における広域避難に関する考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定です。

市町村、関係機関とのさらなる調整が必要な課題や、屋内退避指示区域における民間事業者等の災害対応に係る法制度の整備など、国でなければ解決できない課題などについては、課題解決の取組の進捗に応じ、本避難計画も随時内容を更新し、常に関係者と共有してまいりたいと考えています。

いざ事故の時には実際の防護措置に役立つよう、引き続き、市町村、関係機関と検討を重ね、情報共有に努めてまいります。

平成 31 年 3 月
新 潟 県

新潟県原子力災害広域避難計画の構成

地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、本避難計画を策定。

従来の「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を見直し、避難計画（本編）と具体的な対応を示す個別マニュアル等により構成。

新潟県地域防災計画

新潟県原子力災害広域避難計画（本編）

具体的な対応を示すマニュアル等一覧

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き
- ・ 県立病院の避難計画
- ・ 原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き
- ・ スクリーニング・簡易除染マニュアル
- ・ 安定ヨウ素剤配布計画
- ・ 原子力災害医療マニュアル
- ・ 緊急時モニタリング計画
- ・ 原子力災害初動対応マニュアル
- ・ 原子力災害広域避難受入調整マニュアル

< 目 次 >

1	原子力災害対策の基本事項	1-1
	(1) 原子力災害に対応するための防護措置	
	(2) 原子力災害対策重点区域	
2	緊急時における情報の流れ	2-1
	(1) 主な情報の流れ	
	(2) それぞれの事態における主な連絡内容	
	(3) 通信手段	
	(4) 原子力災害特有の情報伝達・共有のためのネットワーク概要	
3	避難等の防護措置を実施する基本スキーム	3-1
	(1) 緊急事態の段階	
	(2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等	
	(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置	
	(4) 放射性物質放出後の防護措置	
4	避難の実施体制	4-1
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 即時避難区域（PAZ）の防護措置	
	(3) 避難準備区域（UPZ）の防護措置	
	(4) 避難手段、避難ルート等	
	(5) 避難住民への支援体制	
5	要配慮者避難	5-1
	(1) 医療機関及び福祉施設入所者・在宅要配慮者の避難のスキーム	
	(2) 県と福祉団体等の協力・調整	
	(3) 園児、児童、生徒等の避難について	
6	スクリーニング	6-1
7	安定ヨウ素剤の配布	7-1
8	原子力災害医療	8-1
9	緊急時モニタリング	9-1
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 緊急時におけるモニタリング	
	(3) モニタリングの実施方法	
10	その他	10-1

1 原子力災害対策の基本事項

(1) 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害が発生した場合、国、県及び市町村は連携して以下の防護措置を実施する。

なお、事態の進展、区域に応じて、複数の防護措置を組み合わせる実施することが効果的である。

ア 避難及び一時移転

住民等が一定量の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

(避難と一時移転の違い)

避難：緊急に実施するもの（数時間以内を目処に区域特定）

一時移転：日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するもの（1日以内を目処に区域特定）

イ 屋内退避

自宅や公共施設などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮蔽することにより被ばくの低減を図るもの。

ウ 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを低減するため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は地方公共団体の指示に基づいて服用するもの。

エ スクリーニング及び簡易除染

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施するもの。

本県では、原則、人に対して行う。

一定以上の放射性物質が検出された場合は簡易除染を行う。

また、迅速かつ効率的な検査を実施するため、避難車両検査と一体となって実施する。

オ 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部

被ばくの低減を図るもの。

(2) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域を含む市町村は、以下の市町村とする。

区 分	範 囲	対象市町村
<p>即時避難区域：PAZ</p> <p>〔 Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発電所を中心とする半径概ね5km圏 ●主として放射性物質放出の前に避難が実施できるよう準備する区域 	<p>柏崎市 刈羽村</p>
<p>避難準備区域：UPZ</p> <p>〔 Urgent Protective action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発電所を中心とする半径概ね5～30km圏 ●事故の不確実性や急速な進展の可能性などを踏まえ、防災対策を実施する区域 	<p>柏崎市 長岡市 燕市 見附市 小千谷市 十日町市 上越市 出雲崎町</p>

各区域の人口は別紙1を参照。

※UPZ外（放射線量監視地域）

- UPZの外の県内全域
- 緊急時モニタリングの結果等により、必要に応じて屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や飲食物の摂取制限等を実施する地域

《 参考 》

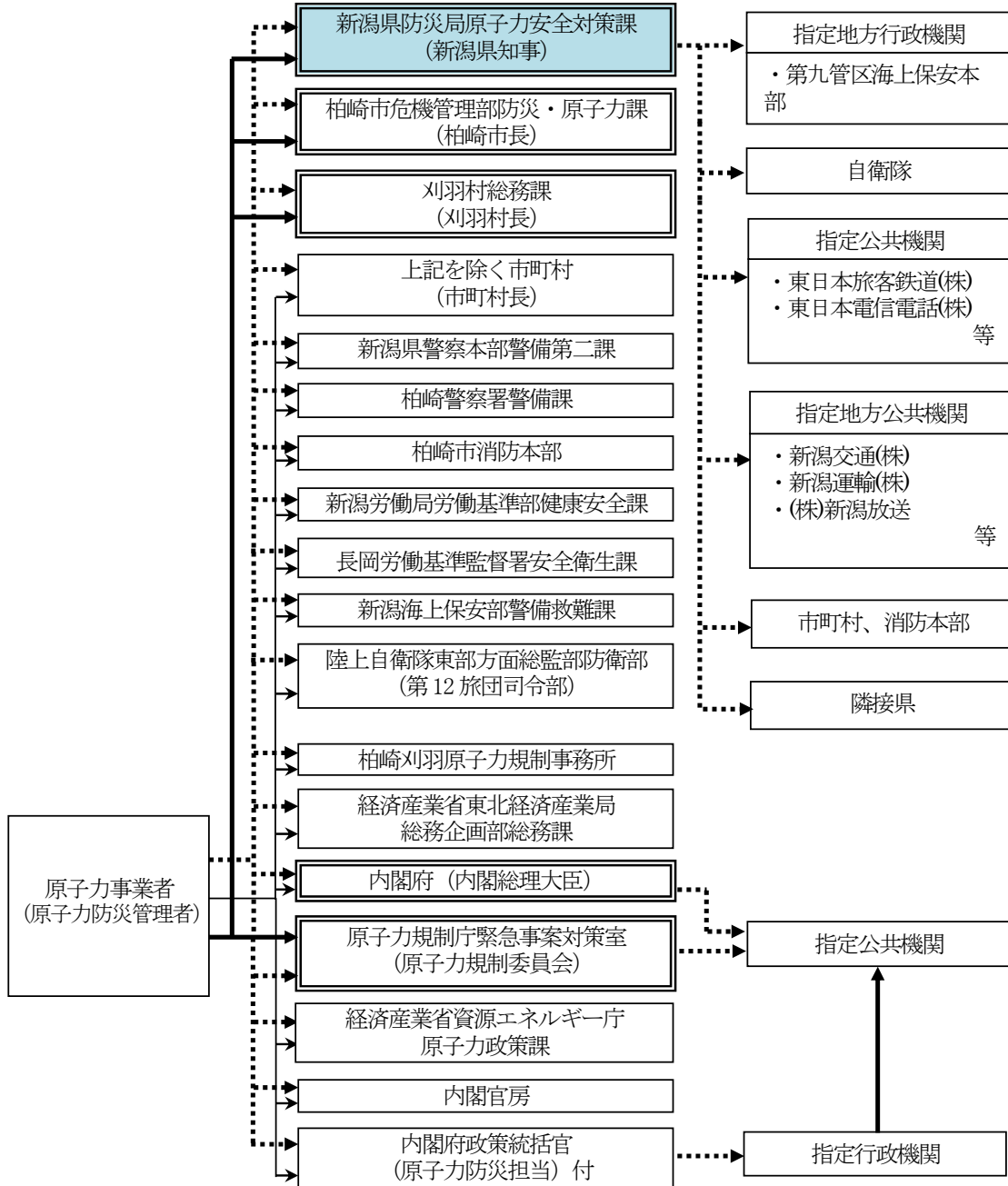


左図の赤線の円は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

2 緊急時における情報の流れ

(1) 主な情報の流れ

発電所内での事象発生時の通報経路



————— : 電話によるファクシミリ着信の確認

- - - - - : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)

————— : 電話等による連絡

※県からの通報連絡先は、一部を記載

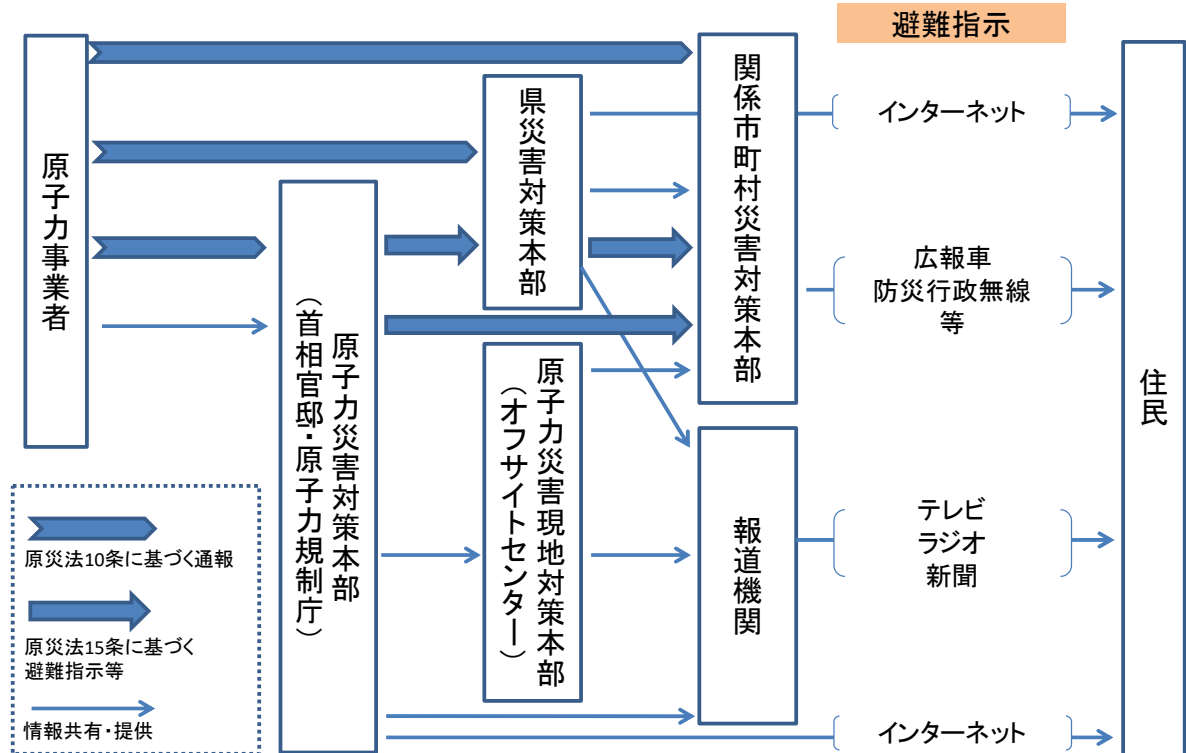
新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) 抜粋 (一部加工)

(2) それぞれの事態における主な連絡内容

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東京電力	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・環境放射線モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請及びその状況等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 (EAL2)	東京電力	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)圏内の施設敷地緊急事態要避難者の早期避難要請 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避準備要請 等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 (EAL3)	東京電力	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報 ・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)住民等の避難準備区域(UPZ)圏外への避難受入要請 等

※ 網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

原災法10条・15条事態の情報等の伝達経路



● ポイント

- ◇ 原子力災害の発生時には、関係機関との必要な情報の共有に努める。
- ◇ 各機関は、通信手段を多重化する。
- ◇ 通信手段は、種類が多い有線（地上）系を第1手段とする。
- ◇ 有線（地上）系の通信手段が使用できない場合は、無線（衛星）系の通信手段により通信を行う。

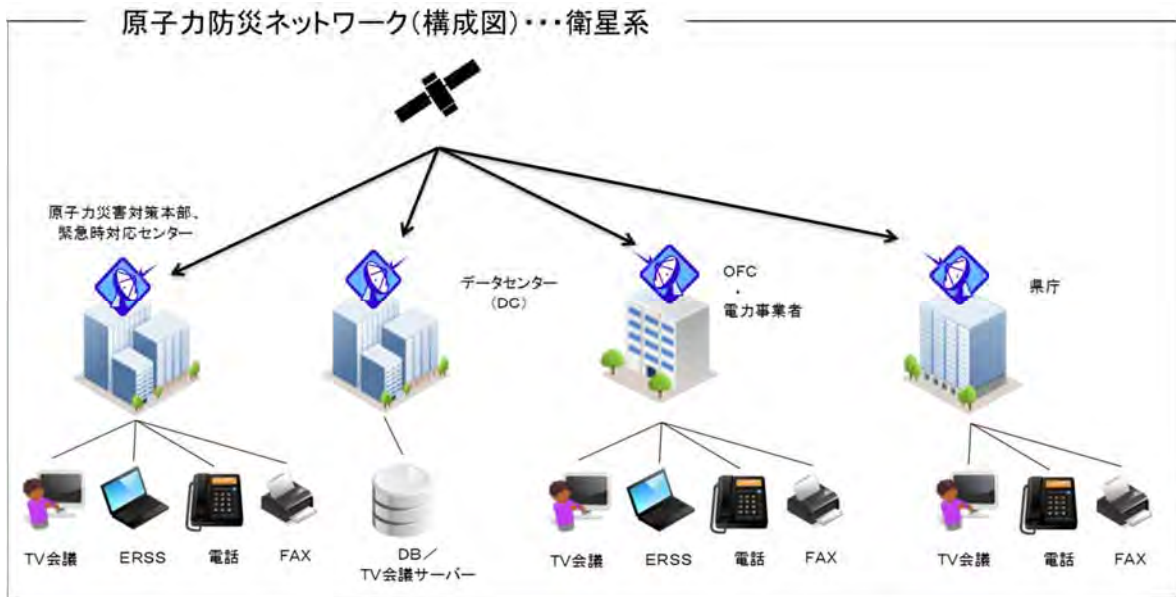
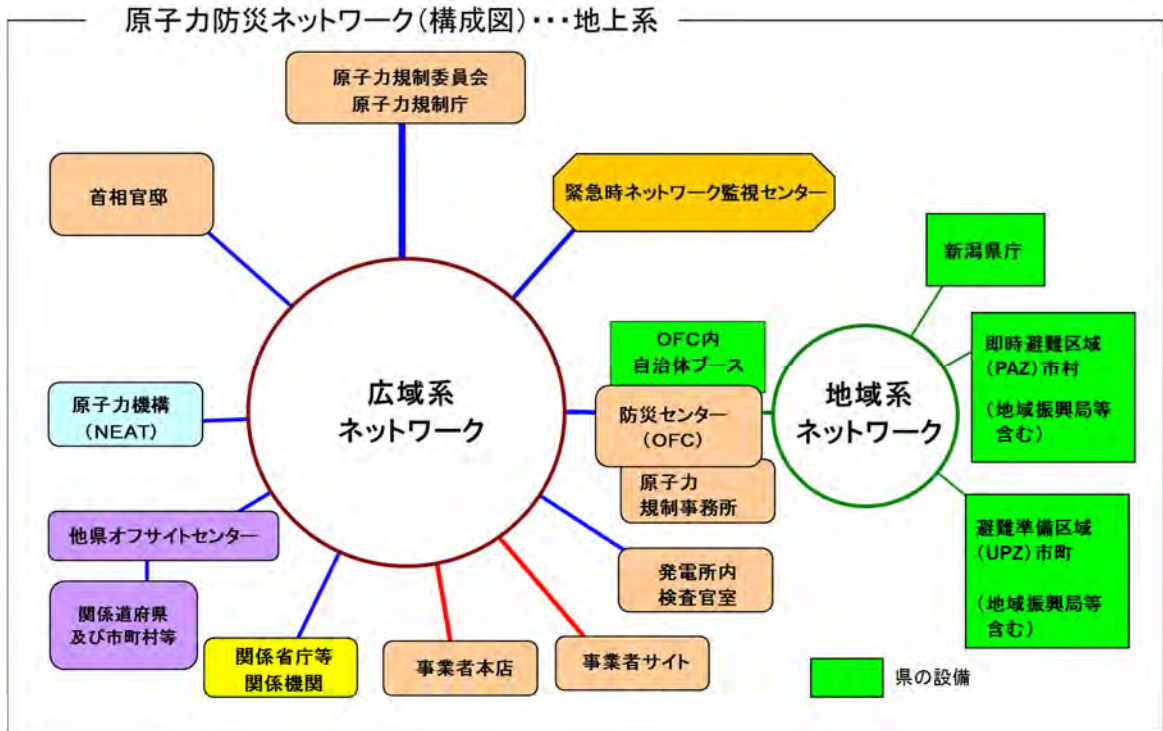
(3) 通信手段

通信区間	順位	通信手段
国 ⇨ 原子力 防災 センター	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール、電話会議システム
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX
国 ⇨ 県庁	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX
原子力 事業者 ⇨ 県庁	第1	有線(地上)系：〈TV会議システム〉、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：〈TV会議システム〉、専用回線電話、専用回線FAX、 一般回線電話、一般回線FAX、防災相互無線、《同報FAX》
	注)	〈 〉は、国又は原子力防災センターがホスト役の場合に通信可能 《 》は、電力事業者からの一斉送信
県庁 ⇨ 即時 避難 区域 市村	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：〈TV会議システム〉、一般回線電話、防災行政無線、 衛星無線FAX
	注)	〈 〉は、1対1のパソコンによる通信
県庁 ⇨ 避難 準備 区域 市町	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：一般回線電話、防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 ⇨ 放射線量 監視地域 市町村	第1	有線(地上)系：一般回線電話、一般回線FAX、一般回線メール
	第2	無線(衛星)系：防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 → 県民		ホームページ、ツイッター、エリアメール、テレビ・ラジオ等
原子力 防災 センター ⇨ 県庁	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX、 一般回線電話、防災行政無線
原子力 防災 センター ⇨ 即時 避難 区域 市村	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：〈TV会議システム〉、一般回線電話、防災行政無線
	注)	〈 〉は、1対1のパソコンによる通信
原子力 防災 センター ⇨ 避難 準備 区域 市町	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：一般回線電話、防災行政無線

※ 上記は、原子力防災ネットワークを中心に、主な通信手段を記載したものであり、上記以外にも中央防災無線や地域衛星通信ネットワーク等も活用できる。

※ 上記の表には、市町村から住民への通信手段は記載していないが、防災行政無線、広報車、エリアメール等複数の通信手段を活用。

(4) 原子力災害特有の情報伝達・共有のためのネットワーク概要



● ポイント

- ◇ 原子力災害対策重点区域（おおむね 30 km圏）の市町村等において原子力防災ネットワークを活用。
- ◇ 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）においてTV会議により多地点で同時接続。
- ◇ 福島第一原発事故を踏まえて、県庁は衛星回線によるTV会議も活用。

3 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。

特に、初期対応段階においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じる。

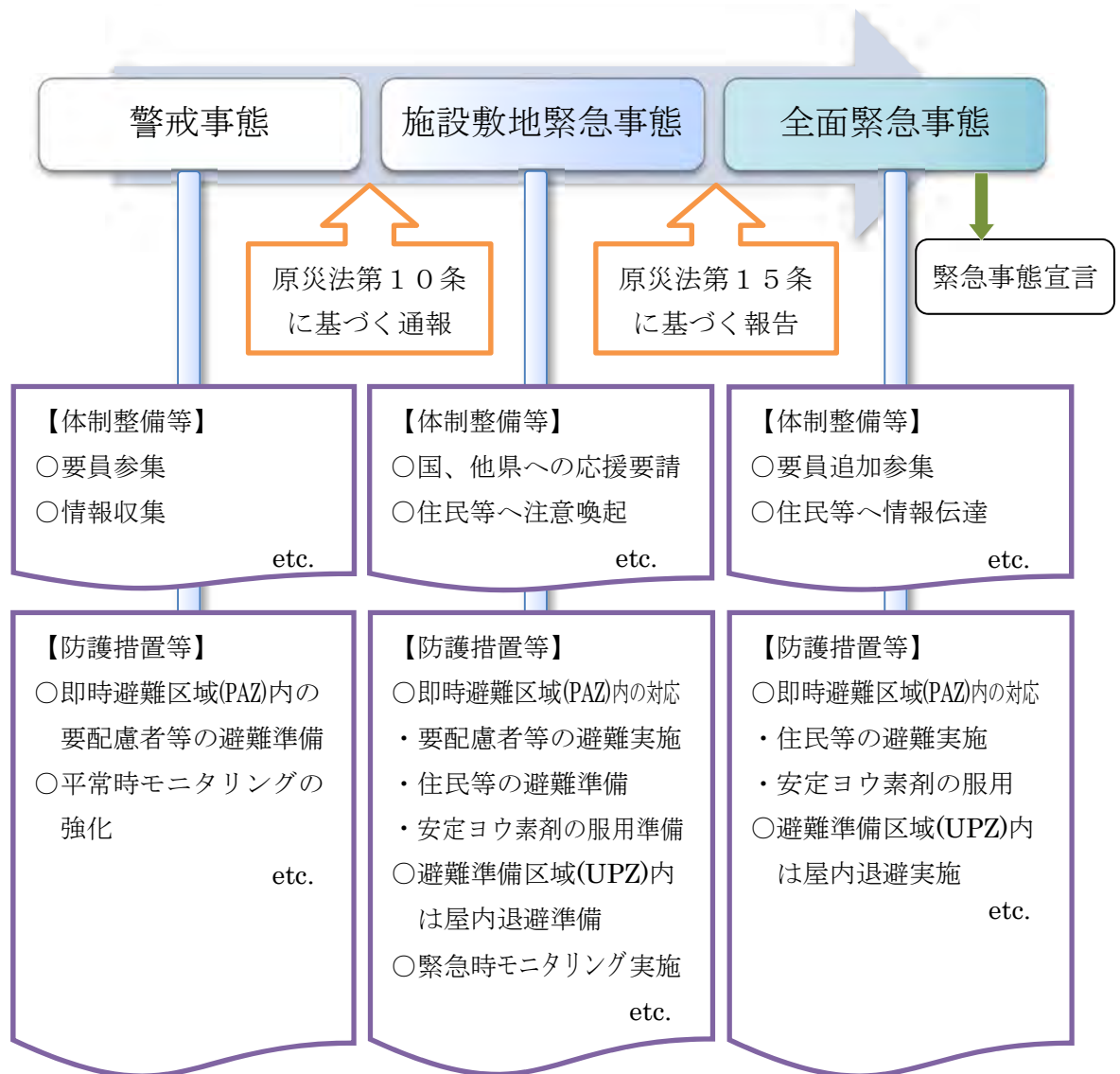
《 緊急事態の段階 》

事態の進展			
緊急事態に対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う。	放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う。	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

(2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等

放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じるため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、下図のように、初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。



(原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルの一部をイメージ化)

※施設敷地緊急事態要避難者（上記表内及び以下「要配慮者等」という。）とは、PAZにおける次のいずれかに該当する者をいう

- ・ 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者
- ・ 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者
- ・ 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者

(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置

①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の状況や発電所からの距離に応じて、段階的に実施するものとする。

②即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）における対応

即時避難区域（PAZ）における対応

- ・放射性物質の放出前に避難を開始する。
- ・要配慮者等（施設敷地緊急事態要避難者）は、優先して早期に避難する。
- ・全面緊急事態（EAL3）の段階において、避難と同時に安定ヨウ素剤を服用する。

避難準備区域（UPZ）における対応

- ・全面緊急事態（EAL3）の段階において、屋内退避を実施する。

③緊急事態区分及びEAL

原子力発電所の状況に応じて緊急事態を下表の3つに区分する。

どの緊急事態に区分されるかは、緊急時活動レベル（EAL）で判断する。

※EALの具体的事象の設定については、東京電力ホールディングス(株)が原子力事業者防災業務計画に定めている。

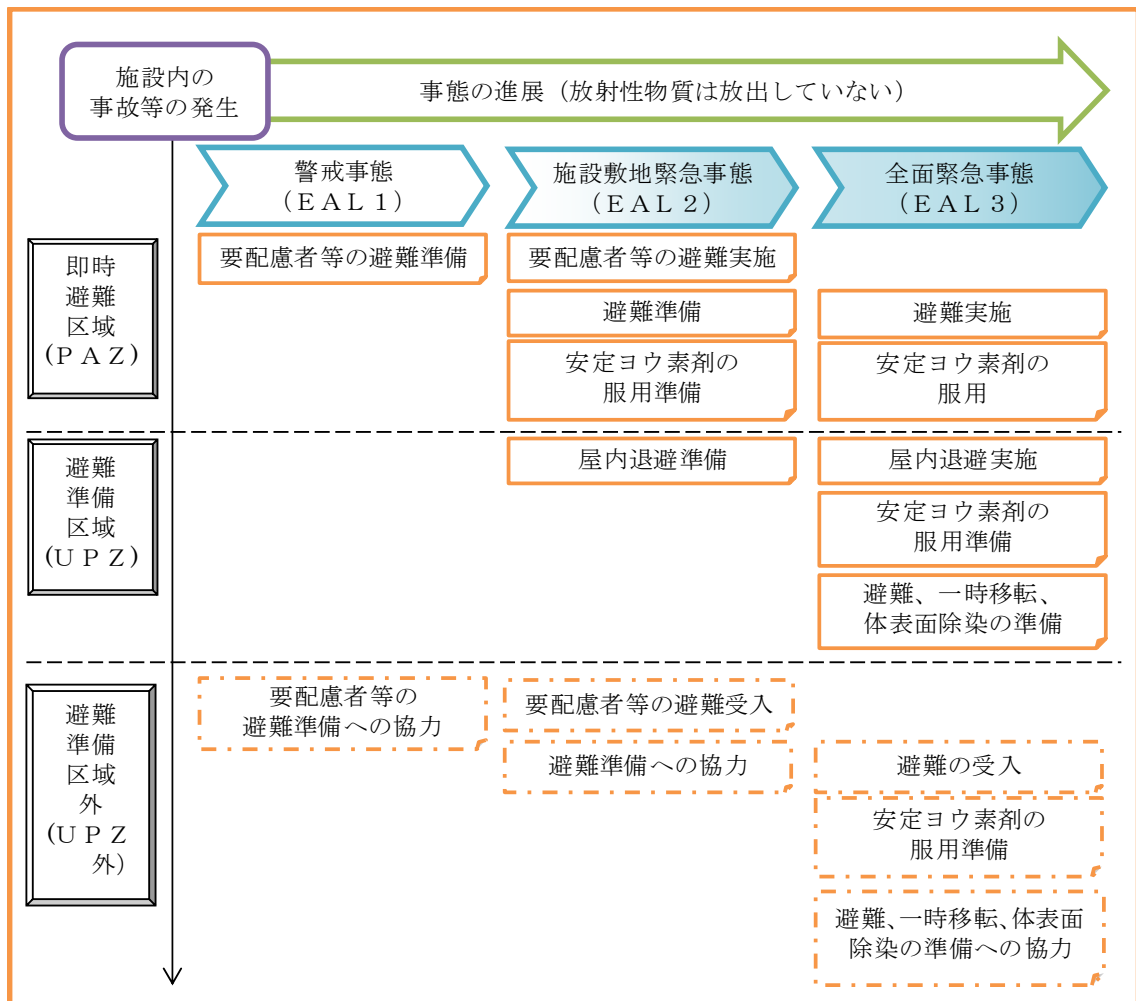
		緊急時活動レベル（EAL）の例	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	【EAL1】 例) 原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合で、原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	【EAL2】 例) 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。 原災法第10条に基づく通報基準を採用している	即時避難区域（PAZ）内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態	<p>【EAL3】</p> <p>例) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入によって原子炉を停止できないこと又は停止が確認できないこと。</p> <p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準を採用している</p>	<p>即時避難区域(PAZ)内の住民避難等の防護措置を行うとともに、避難準備区域(UPZ)及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--------	--	--

④ 複合災害時の対応

- ・ 県は、自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難を指示することを、市町村とともに検討する。

《EALに応じた防護措置のフロー》



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

(4) 放射性物質放出後の防護措置

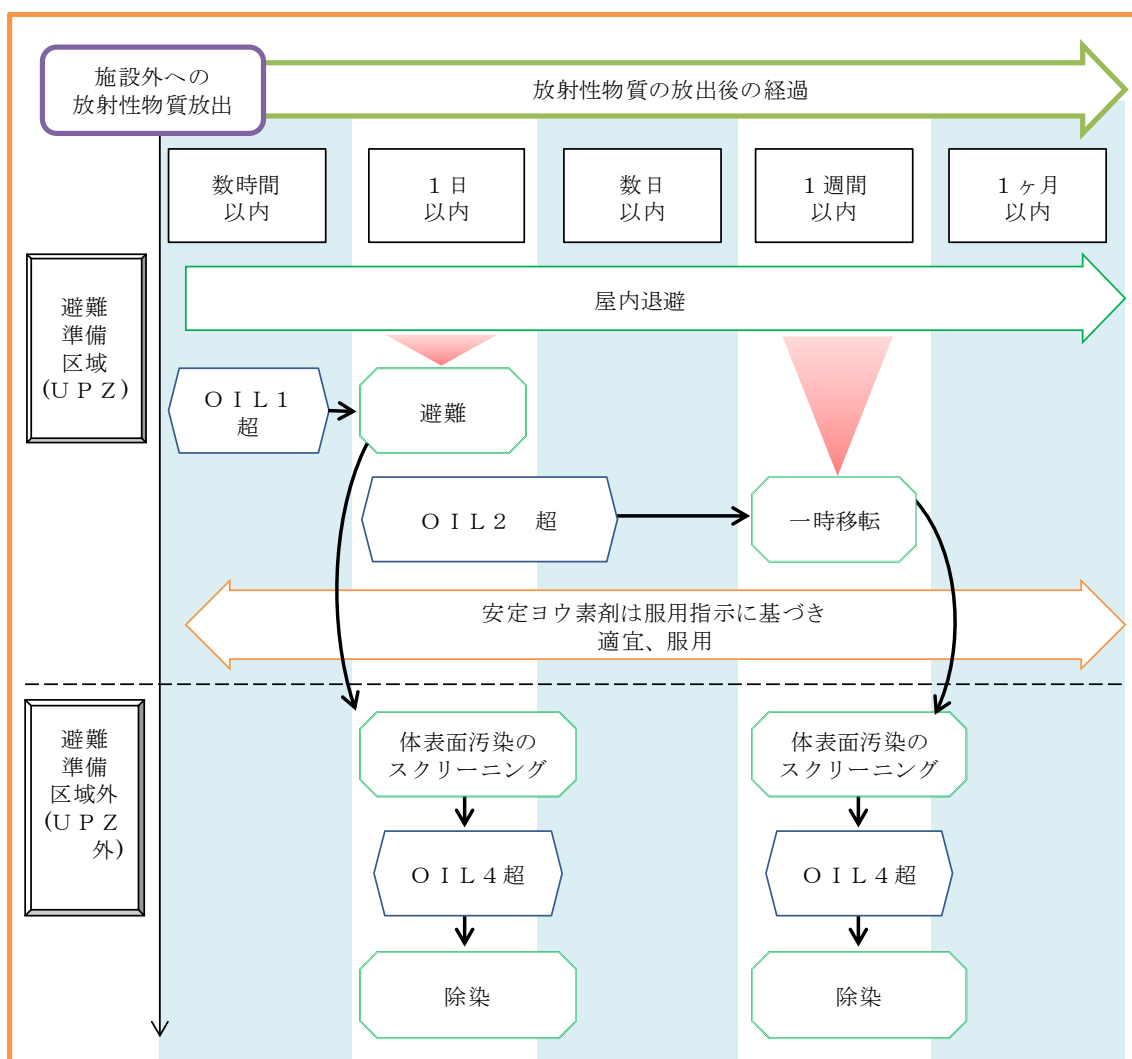
①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、原子力災害対策指針に基づき、緊急時の放射線モニタリングによる測定結果等を運用上の介入レベル（O I L）に照らし合わせ、必要な防護措置をするものとする。

②避難準備区域（UPZ）における対応

- ・屋内退避を継続する。
- 〔放射線量が測定された場合、測定値に応じて、段階的に避難等の防護措置を実施する。〕
- ・屋内退避中や避難、一時移転の際には国又は地方公共団体の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。
- ・スクリーニングは、避難経路上で実施する。
- ・県は、自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを市町村とともに検討する。

《O I Lに応じた防護措置のフロー》



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

③防護措置の実施内容と判断基準

防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（O I L）が設定されている。

下表は、原子力災害対策指針を基準として防護措置の要領を一部修正し新潟県がまとめたもの。

	基準の種類	基準の概要	原子力災害対策指針の値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性核種毎に飲食物の基準値を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。